

# ○国立大学法人埼玉大学役員服務規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第100号  
改正 平成21年9.24 21規則50

(目的)

**第1条** この規則は、本学の役員の仕事に関する基本的事項を定める。

(適用範囲)

**第2条** この規則は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 監事

(秘密保持義務)

**第3条** 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治的行為の制限)

**第4条** 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(役員の仕事禁止)

**第5条** 役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(雑則)

**第6条** 国立大学法人埼玉大学ハラスメントの防止等に関する規則は、役員について準用する。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21. 9.24 21規則50)

この規則は、平成21年9月24日から施行する。